

舗装道部分補修 特記仕様書

本業務は秋田市道利用者の安全な通行の確保を目的に、舗装道路の部分補修を迅速かつ適切に行うものである。また本業務の実施にあたり、以下の項目を遵守し、記載のない事項については担当職員に確認するほか、個人情報の保護に関し、別記「個人情報取扱特記事項」に定める事項を遵守しなければならない。

第1 乙は契約時に担当者名簿および担当者名簿に記載された自社社員全員の雇用保険加入を証明できる書面を提出しなければならない。また、下請負する場合には、下請業者の担当者名簿および担当者名簿に記載された下請業者の社員全員の雇用保険加入を証明できる書面を提出しなければならない。

本業務の担当者は2ブロックまで兼任できるものとする。また、最低4名以上により作業に従事するものとし、不測の事態等を考慮した作業班を編成する。

第2 本業務は甲の指示後、3日以内に補修を完了しなければならない。ただし、天候等による突発的不測の事情が発生し、その旨を甲に報告・協議のあった場合はこの限りでない。

第3 乙は1ヶ月に2回以上パトロールを実施し、月初めにパトロール計画書を甲に提出しなければならない。また、パトロール実施後はパトロール結果表に補修箇所の地図および写真を添付し速やかに提出しなければならない。なお、該当する欠損箇所が無い場合もパトロール結果表は提出すること。

第4 乙は積雪期であっても、舗装面の露出が見込まれる場合は第3の規定にかかわらず直ちにパトロールを行い、危険箇所について速やかに補修を行わなければならない。

第5 パトロール結果表の提出に伴う補修の可否等に関しては、甲の指示を受けること。ただし、甲から特別の指示があった場合は、直ちに補修すること。

第6 業務を行う際は、会社名の付いた作業車を使用しなければならない（会社名が確認できれば作業車へ直接表示でもマグネットシートでも構わない）。また、必ず交通誘導員を配置しなければならない。

第7 区画線に掛かる欠損部等の補修の際は、スプレー等で仮区画線を設置する。仮区画線を設置した箇所については延長を明記した一覧表、地図、写真を完成書類とともに提出しなければならない。

第8 1ヶ月当たりの合材の使用量が10tを超えると見込まれる場合、速やかに甲へ報告し、業務を継続するか協議しなければならない。

第9 補修は1ヶ月毎に精算し、月毎の初日から末日をその月の工期とし、完成書類の提出は翌月の7日までとする。ただし、3月分の補修は3月31日まで提出すること。完成書類は次のとおりとする（③⑥については必要時に原本の提出を求める）。

- ①道路補修完了報告書
- ②舗装補修集計表
- ③合材伝票（コピー可。ブロック毎に提出すること）
- ④着工前・完成写真（見開き。完成写真は補修面積が明確であること）
- ⑤作業中・交通誘導員配置・作業車会社名写真（④と別冊）
- ⑥交通誘導員伝票（コピー可。ブロック毎に提出すること）
- ⑦補修箇所図（ゼンリン住宅地図程度以上の地図精度であること）
- ⑧区画線設置箇所一覧表、地図、写真

（注）「甲」は委託者である秋田市を、「乙」は受託者をいう。

※ブロックについて

- 北部地区 ブロック（１，２，３，４）
- 中央地区 ブロック（５，６，７，８）
- 東部地区 ブロック（９，１０）
- 南部地区 ブロック（１１，１２）
- 西部地区 ブロック（１３，１４）
- 河辺地区 ブロック（１５）
- 雄和地区 ブロック（１６）

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(責任体制の整備)

第3 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(派遣労働者等)

第4 乙は、この契約による業務を派遣労働者等に行わせる場合には、この契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して派遣労働者等による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(従事者への教育等)

第5 乙は、この業務に従事している者に対し、在職中および退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を教育し、および周知しなければならない。

(適正な管理)

第6 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第7 乙は、この契約による業務を実施するために個人情報を収集するときは、当該業務を実施するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(利用および提供の制限)

第8 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第9 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を実施するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の制限)

第10 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を再委託（個人情報を取り扱う業務を第三者に委託し、又は請け負わせる場合をいい、二以上の段階にわたるものを含む。以下同じ。）してはならない。

(再委託する場合の書面の提出)

第11 乙は、個人情報の取扱いを再委託しようとする場合は、あらかじめ当該再委託の内容等を記載した書面を甲に提出して甲の承認を得なければならない。

2 乙は、再委託した場合、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守

させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(再委託する場合の監督等)

第12 乙は、再委託した場合、再委託の相手方に対する監督および個人情報の安全管理の方法について具体的に規定し、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還)

第13 乙は、この契約による業務を実施するために甲から貸与され、又は乙が収集し、もしくは作成した個人情報記録された資料等を、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故発生時における報告)

第14 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずる恐れがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の取扱状況の報告)

第15 甲は、乙がこの契約において遵守すべき個人情報の取扱いについて、乙にその状況の報告を求めることができる。

(実地調査)

第16 甲は、乙がこの契約による業務を実施するために取り扱っている個人情報の状況について、随時、実地に調査することができる。

(指示)

第17 甲は、乙がこの契約による業務を実施するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適切と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(契約解除)

第18 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、契約の解除をすることができる。

(損害賠償)

第19 乙がこの個人情報取扱特記事項に違反したことにより甲が損害を被ったときは、甲は損害賠償の請求をすることができる。

(注)「甲」は委託者である秋田市を、「乙」は受託者をいう。

舗装道部分補修 担当者名簿

ブロック _____

受注者名 _____

名簿順位	担当者名	連絡先（携帯電話）
1		
2		
3		
4		
5		
6		

下請業者名 _____

名簿順位	担当者名	連絡先（携帯電話）
1		
2		
3		
4		
5		
6		

注1) 本業務の担当者は2ブロックまで兼任できるものとする。また、最低4名以上により作業に従事するものとし、不測の事態等を考慮した作業班を編成する。

注2) 上記担当者全員の雇用保険加入が証明できる書面を添付すること。